

経営基盤の強化をはかる 水田営農活性化対策 5年度推進方針



新しくスタートする水田営農活性化対策は、これまで六年間実施された水田農業確立対策の実績と経験から、生産者と関係団体が今まで以上に一体となって、地域の実情に応じた自主性のある営農を推進していくことです。実施期間は五年度から七年度までの三ヵ年で、次の項目を重点に推進していきます。

五年度の転作率は19・9%

五年度の転作等目標面積は、四年度に転作面積を緩和したもの、米の需給均衡を保つ政府米の適正在庫数量に満たなかつたこととあって、県からの配分が四年度よりも二十四分減された七百七十六㌶でした。

転作面積の配分は、水田耕作面積二十㌶以上の農家に対して一律一九・九%の転作率で配分します。五年度の転作率は、前年度に比べ〇・六ポイ

売り渡し 予約限度数量

五年度の売り渡し予約限度数量は、四年度より五千五百二十八俵（一俵六十㌃）少ない二十三万八千二百三十二俵の配分がありました。各農家へは、転作等目標面積、保有米、基準單収（十㌃当たり）等を勘案しながら配分します。

詳しくは、市農林課農業経営係（内線294）へお問い合わせください。

小
元

大館市水田農業確立対策推進協議会が二月五日、市役所会議室で開かれました。協議会では、水田農業全体の体质強化と活性化などに向けた五年度の推進方針を決めました。また、今年度で水田農業確立対策が終わり、五年度から水田営農活性化対策がスタートすることから、名称を「大館市水田営農活性化対策推進協議会」に変更しました。

水田営農の取り組み方

- (1) 米づくりと転作の適切な組み合わせによる生産性の高い水田営農の確立
- (2) 他用途利用米を含む望ましい米づくりの推進
- (3) 助成制度を活用した多様な水田利用の推進
- (4) 生産者の創意工夫と地域の自生性が生かされる生産体制の確立

ントの減となっています。

他用途利用米は増加配分

市リポート



No.39

新農政めざして

今、国では新農政プランを発表し、県では戦略農業と名付けていろいろな農業政策を進めています。市でも新しい農政の方針を確立し、推進していく時期にきています。

五年度の市農業施策は、国、県の補助を得ながら、農業生産基盤の整備と農村地域の住環境整備を目的とした事業を進めていきたいと思っています。

更に、米依存農業からの転換を図るということで、野菜等の種苗を集中的に生産し農家に供給する地域種苗センターの建設、パイプハウス等の施設園芸を広め新たな野菜の産地化を図る大型園芸産地育成事業の推進、農業総合指導センターの機能充実と指導体制の強化・拡充を図つていかなければならぬと思っています。

農業を取り巻く情勢にはたいへん厳しいものがありますが、これからも農業振興に関するいろいろな事業を進めていきたいと思っています。